

契約はよく考えて慎重に！ あなたを狙う悪質商法

困ったときは消費生活センターへ

悪質業者は手を替え、品を替え、次から次へと新たな手口でだまそうとしてきます。「私は悪質商法にはだまされない」「私は注意しているから大丈夫」と思っていないですか。どんなに用心していても、誰もが消費者トラブルに巻き込まれる可能性があります。被害を防ぐために、おかしいと思ったときには、すぐに消費生活センターに相談してください。

消費生活センター
☎995-1854

最も多かった相談は 通信サービスに関する相談

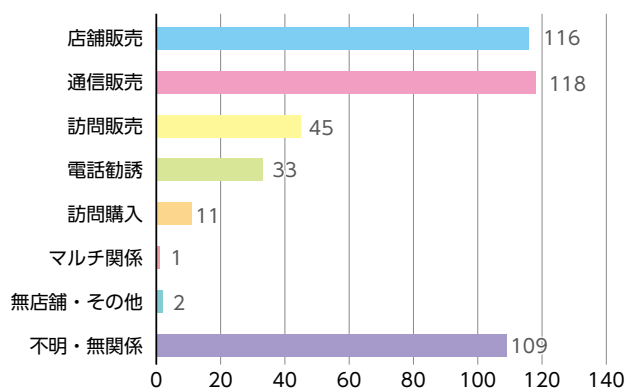
昨年度は、消費生活相談が435件、個人情報に関する相談が2件ありました。一番多かった相談は、通信サービスに関する相談でアダルト情報サイトや出会い系サイト、プロバイダの変更や光回線の転用などが91件ありました。次は金融、保険に対する相談で多重債務に関する相談の他、ファンド投資商品や生命保険などが、43件となっています。その他に、敷金返還トラブル、健康食品、訪問買取り、医療費の還付、車など多種多様な相談が寄せられました。

通信販売のトラブルが年々増加

購入方法別にみると、通信販売のトラブルが年々増加しています。これはスマートフォンやパソコンの普及とともに、インターネットが身近になったということがあります。消費者がSNSを見て、健康食品や化粧品を「おためし価格」や「初回無料」とあったので申し込んだら定期購入だった、サイトから商品を申し込んだら届かなかった、偽物が届いたなどのトラブルが目立ちます。メールでの不当請求も増加しています。

インターネットは相手が見えないので、慎重に対応してください。

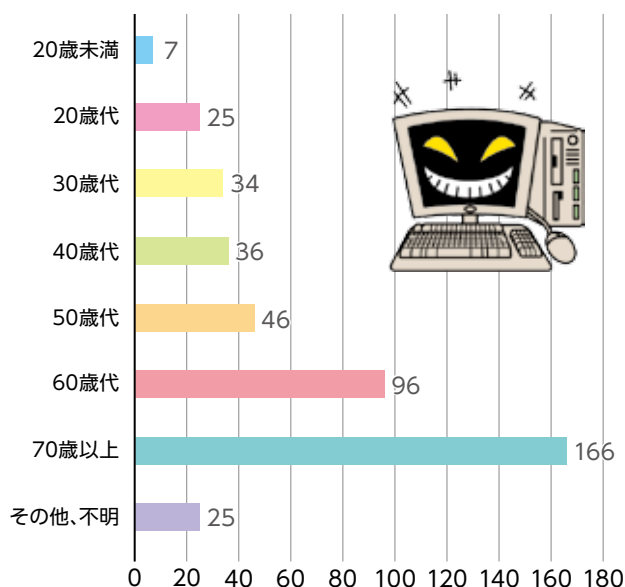
平成28年度 販売購入形態別相談件数



全体の60%が60歳以上の方の相談 不当請求や勧誘電話などのトラブル

年齢別をみると60歳以上の方の相談が262人(60%)で、60歳代が96人、70歳以上が166人となっています。心当たりがないサイト料金の請求や医療費の還付金の電話があったなど不当請求の相談や貴金属の訪問買取りの勧誘電話のトラブルが多く寄せられました。高齢化社会の進展に伴い、高齢者を狙う悪質商法が後をたちませんので、注意してください。

平成28年度 契約当事者の年齢別件数



ちょっと待って、その契約大丈夫？

消費者を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しています。契約内容も多様化、複雑化しています。勧誘されてもその場ですぐに契約せず、よく内容を確認しましょう。内容がよく理解できない、不審なときは契約する前に家族や消費生活センターへ相談してください。

